

都市計画の変更について

☞ 晴海西小学校第二校舎の計画に伴い地区整備計画を定めるため、都市計画を変更する。

- 晴海地区では、東京都が平成5年に晴海地区地区計画を決定し地区全体の整備方針を定めており、以降の開発を行う場合は、計画ごとに地区整備計画を定めるための都市計画の変更を行うこととしている。
- 今後、都市計画の変更内容や中央区まちづくり基本条例に基づく計画内容への反映事項等に関して、東京都、地元及び関係機関等との協議がおおむね整った段階で、都市計画手続きを進める。

1 変更する都市計画

晴海地区地区計画（東京都決定）

2 変更内容

地区整備計画に第4-2街区を新たに位置付け、用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度等を定める。

3 スケジュール(予定)

- 10月 都市計画法第16条に基づく都市計画原案の公告・縦覧
- 12月 都市計画法第17条に基づく都市計画案の公告・縦覧
- 1月 中央区都市計画審議会
- 2月 東京都都市計画審議会
- 3月 都市計画決定告示

(参考) 位置図

